

経営事項審査の基準改正に伴う再審査について

今回の改正に伴い、旧基準による経審を受審済みの方を対象に、新基準に基づく再審査申請を受付いたします。（再審査を義務づけるものではありません。）

1 再審査とは

再審査とは、法令や制度改正に伴い、改正前の評価方法により受けた総合評定値等を改正後の評価方法に置きかえ、改めて再算出するものです。

2 再審査を行う期間

平成27年4月1日（水）～平成27年7月29日（水）（施行日から120日間）

再審査は事前予約制としますので、4月以降に建設管理課建設業担当（088-823-9815）までお問い合わせください。

3 再審査の手数料

無料

4 再審査の対象

再審査を受けようとする日の1年7ヶ月前の日以降を審査基準日とするもの。
（申請日現在有効なもの）

5 申請に必要な書類

再審査は基準改正による変更事項のみを対象とし、基準改正以外の部分の変更は認められません。
（完工高、技術者の資格等）

また、基準改正のない項目の再確認は省略します。

（1）「経営事項審査申請書」一式 *原本各1部・副本各1部

別紙二及び別紙三の様式が改正されています

提出書類	備考
経営事項審査申請書	<ul style="list-style-type: none">上部の「経営規模等評価再審査申立書」を○で囲み、その他を二重線で消してください。項番05「申請等の区分」は「4」（再審査申立）を記入してください。2枚目下の再審査の申立に係る欄は必ず記入してください。 旧結果通知書の通知年月日 事項：「平成27年4月1日施行の改正に係る事項」 理由：「制度改正のため」上記以外は、前回申請と同内容を記入してください。
工事種類別完成工事高（申請書別紙一）	<ul style="list-style-type: none">前回申請と同内容を記入してください。
技術職員名簿（申請書別紙二） *様式改正あり	<ul style="list-style-type: none">改正項目以外は、前回申請と同内容を記入してください。
その他の審査項目（申請書別紙三） *様式改正あり	<ul style="list-style-type: none">改正項目以外は、前回申請と同内容を記入してください。
当初の経営状況分析結果報告書の写し	<ul style="list-style-type: none">今回は経営状況分析に係る改正はないので、改めて経営状況分析を申請する必要はありません。

(2) 新基準において設けられた評価項目に係る「確認資料」

審査項目	確認資料
項番 5 5 建設機械の所有 及びリース台数	<p> 《新たに評価対象となる建設機械》 ・ 移動式クレーン：つり上げ荷重 3 t 以上のもの ・ 大型ダンプ車：車両総重量 8 t 以上または最大積載量 5 t 以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの ・ モーターグレーダー：自重が 5 t 以上のもの </p> <p> 《提示書類》 ・ 審査基準日時点の所有が確認できる契約書(写し)又は販売証明書の提示。 ・ リースの場合は、審査基準日から 1 年 7 ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約書(写し) (※自動更新条項を適用し、審査基準日から 1 年 7 ヶ月以上使用の意思がある場合は、「建設機械の保有状況 (別添様式)」の誓約欄に記入押印すれば加点対象となります。) ・ 上記の契約書等とセットで以下の資料の提示 </p> <p> 【移動式クレーン】 移動式クレーン検査証(写し) (審査基準日が有効期間内に含まれること) (※製造時検査、性能検査) </p> <p> 【大型ダンプ車】 自動車検査証(写し) (審査基準日が有効期間内に含まれること) </p> <p> 【モーターグレーダー】 特定自主検査記録表(写し) (審査対象事業年度に検査を受けたもの) </p> <p> ※ 前回審査で既に確認済みの建設機械に係る確認資料は必要ありません。新たに加点対象となった建設機械の確認資料をのみを提示してください。 前回審査時に提出した「建設機械の保有状況 (別添様式)」に新たに対象となった建設機械を追記する形で記入してください。 前回審査時は対象の建設機械が無かった場合は、新たに「建設機械の保有状況 (別添様式)」作成してください。 </p> <p> ※ 加点対象は、正常に稼働する状態にある建設機械に限ります。 </p>

6 留意事項

- ・ 新しい審査基準項目 (加点項目) に該当が無い場合は、点数に変動はありません。
- ・ 再審査は全ての事業者が受ける必要のあるものではなく、希望者のみで構いません。仮に再審査を受けなかった場合でも、従前の経営事項審査で審査を受けた審査基準日から 1 年 7 ヶ月間は有効です。
- ・ この再審査による県の平成 27 年度入札参加資格 (格付) の見直しは行いません。
- ・ 県の平成 28 年度入札参加資格に際しては、平成 26 年 9 月から平成 27 年 8 月までに到来した決算に係る経営事項審査を受審していることが必要ですが、平成 27 年 3 月 31 日以前に受審した当該経営事項審査について、改正後の経営事項審査により再審査を受審することを必須とするものではありません。 希望される方が、再審査を受審してください。